

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所（整備改善命令）、生活衛生課（事業停止命令）
処分の名称	食鳥処理場の整備改善命令等
概要	市長は、食鳥処理業者が法律に基づく構造設備基準に適合しなくなった時に、食鳥処理場の整備改善を命じたり、期間を定めて当該食鳥処理場の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第9条
処分基準	<p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》 （許可の基準） 第五条 2 都道府県知事は、第三条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。 （食鳥処理の事業の許可の取消し等） 第九条 都道府県知事は、食鳥処理業者の食鳥処理場が第五条第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったときは、その食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は第三条の許可を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則》 （構造設備基準） 第二条の二 法第五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、別表第一のとおりとする。 2 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場（法第三条の許可と同時に法第十六条第一項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。）の構造又は設備に係る法第五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、別表第二のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食鳥処理場の構造設備基準に適合する必要があります。 構造設備基準については、参考資料「食鳥-1」を参照してください。</li> </ul>
ホームページ	
備考	